

発行/三原市人権推進課
 編集/三原市大和人権文化センター
 住所/三原市大和町下徳良107番地1
 電話/0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

10月・11月の人権学習会・各教室のご案内

第2回人権学習会のお知らせ



日時 平成30年(2018年)11月17日(土) 13:30~15:00

場所 大和人権文化センター 2階集会室

演題 子どもの貧困の実態と支援

講師 川崎医療福祉大学医療福祉学部 講師 直島 克樹さん

直島克樹先生は、困難を抱えた子どもや家族の支援、そして誰もが住みよい地域を、社会福祉の立場から作っていく支援活動・研究に取り組んでいます。

そば打ち教室のお知らせ

日時 10月13日(土)
時間 10:00~12:00
講師 山口 郁恵さん
材料代 1,500円



フィールドワークのお知らせ

日時 10月12日(金)
 7:45 集合(大和人権文化センター)
 8:00 出発 17:30 帰着予定
研修箇所 福山市丸之内(福山市人権平和資料館ほか)
 福山市鞆町(福禅寺対潮楼ほか)
参加費用 2,500円(昼食代・入館料ほか)
 (当日持参して下さい。)
定員 20名(申し込み先着順とします。)

申し込み 10月9日(火)までに電話で申し込んで下さい。

連絡先 大和人権文化センター(0847-33-1308)

大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日時 10月19日(金) 9:00~12:00
場所 大和人権文化センター 会議室
相談内容 暮らしの相談
 相談員2名で対応します。次回は、11月16日(金)の予定です。

電話による相談も受け付けています。
 大和人権文化センター(0847-33-1308)

さわやか健康体操のお知らせ

日時 4日(木)・11日(木)・18日(木)・25日(木)
 13:30~14:30
持参物 バスタオルなど床に敷くもの

問い合わせ先 高齢者福祉課(0848-67-6055)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

●相談日時 土・日・祝日は除く
 8:30~17:00

●場所 三原市大和人権文化センター

●電話 0847-33-1308

～登録型本人通知制度へ登録を～

「障害者差別解消推進法制定」 2016年4月1日から施行

障害者差別解消推進法は、障害者基本法（1970年）の基本理念に基づいて、2006年に国連で採択された障害者権利条約の趣旨を踏まえて、2011年の改正基本法において、基本原則として「差別の禁止」が規定されました。国際障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として、2013年6月19日に成立し、2016年4月1日施行された法律で、日本は2014年に国連障害者権利条約を批准（141番目）しています。

この法律は、「全ての障がい者が、障がい者でない者と同しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資すること」を目的にしています。

障害のある人に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮義務」を明記しています。

2016年7月に神奈川県相模原市の障害者福祉施設「津久井やまゆり園」で入所者19人が殺害された事件から2年が経過しました。殺人などの罪で起訴された元職員の被告は、「障がい者は、生きている価値がない、親がかわいそうだ。重度の障がい者は安楽死させた方がいい。」という独善的な主張を持ち、凶行に及んだようです。

「障がい者なんていなくなればよい。」という、障がい者に対する差別や偏見がこの事件に至ったのではないのでしょうか。

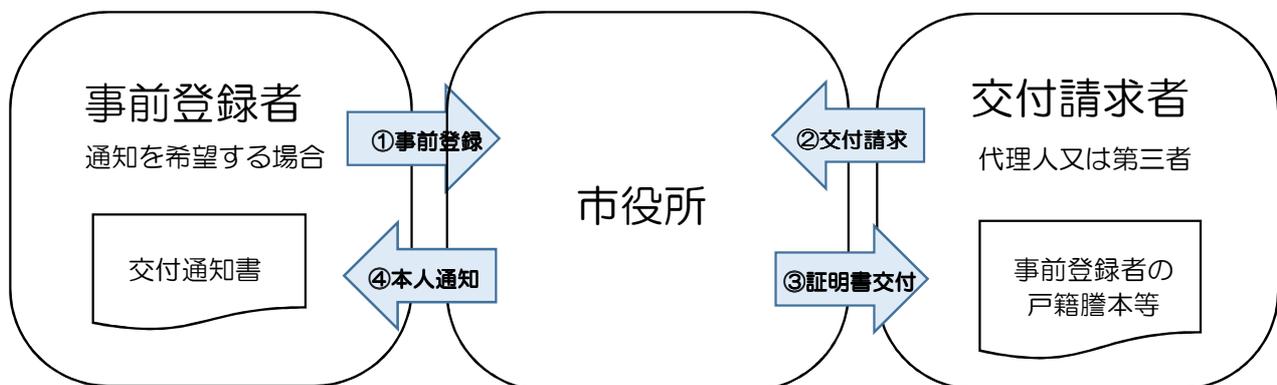
人は誰もが差別意識を持っていますが、そのことに気づいていません。もう一度自分自身を見つめ直し、そのことに気づいていくことが、あらゆる差別をなくすことにつながるのではないのでしょうか。



あなたの情報が
知らない間に・・・

～登録型本人通知制度に登録を～

制度の流れ



注意 代理人又は第三者から事前登録者に係る戸籍謄本等の交付請求があった場合に、その交付の可否を事前登録者へ確認する制度ではありません。